

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は明祥中学校生徒会という。

第2条 本会の会員は明祥中学校の全生徒とする。

第3条 本会は全生徒の自主と協力により、学校生活における生徒相互の諸問題を解決し、より健全な校風の樹立を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するためにつぎのような機関をおく。

- ・生徒総会
- ・生徒議会
- ・執行委員会
- ・生徒委員会

第2章 生徒総会

第5条 生徒総会は全生徒によって構成される生徒会の最高協議機関で、通常は生徒議会がこれを代行する。

第6条 生徒総会は、つぎの事項を協議、決定、承認する。

1. 会則の修正に関すること。
2. 生徒会諸行事及び予算決算に関すること。
3. その他、生徒の学校内外の生活に関すること。

第7条 生徒総会は年1回開催することを原則とする。会長は必要に応じて臨時にこれを招集することができる。

第3章 生徒議会

第8条 生徒議会は生徒総会につぐ重要な協議機関で、生徒会役員と生徒委員会委員長、学級を代表する議員(級長)で構成する。

第9条 生徒議会は次の事項を協議決定する。

1. 生徒会行事に関すること。
2. 年間努力目標。
3. 生徒委員会、部活動、学級会等より提案されること。
4. その他、本会の目的を達成するに必要なこと。

第10条 生徒議会は毎月1回開催することを原則とするが、会長は必要に応じて臨時にこれを召集することができる。

第11条 生徒議会の議長、副議長は議員の互選によって選出され、議長は議事を進行し、副議長は議長を補佐する。

第12条 議長、副議長の任期は議員の任期と同一期間とする。

第4章 役員及び議員

第13条 本会は、会長1名、副会長2名、前期3年執行委員(後期2年執行委員)2名、前期2年執行委員(後期1年執行委員)2名の7名で構成する。

第14条 生徒会役員は全生徒の投票によって選出され、生徒会運営の中心となる。

1. 会長は生徒会を代表し、生徒総会、生徒議会を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の代行をする。
3. 各学年の執行委員は必要な事務を担当する。

第15条 生徒委員会委員長は全生徒の投票によって選出され、それぞれの委員会を代表する。

第16条 議員は各学級の級長がこれを兼任する。

第5章 役員及び議員の任期

第17条 生徒会役員の任期は前期(4月～9月)後期(10月～3月)のそれぞれ1期間とする。改選は9月と3月に実施する。

第18条 議員の任期は生徒会役員に準ずるが再選を妨げない。

第19条 生徒会役員、生徒委員会委員長、議長は校長がこれを任命する。

第6章 各種委員会

第20条 執行委員会は生徒会役員と議長、副議長によって構成され、生徒議会から委託された事項の処理や生徒議会への提出議題を整理する。

第21条 執行委員会は生徒議会に先立ち定期的に会長によって召集される。

第22条 生徒委員会は全生徒の投票によって選出された委員長と各学級より選出された委員によって構成される執行機関で、それぞれの事項を協議推進する。

○生活委員会 ○図書委員会 ○体育委員会

○美化委員会 ○保健委員会 ○給食委員会

○環境委員会

第23条 生徒委員会は毎月1回開催することを原則とする。委員長は必要に応じて随時これを召集することができる。

第24条 生徒委員会の決議事項は必ず生徒議会の承認を得てから実施されなければならない。

第25条 本会の目的を達成するために会長は必要に応じて特別委員会を構成することができる。ただし生徒議会の承認を得て実施されなければならない。

第7章 会 議

第26条 生徒会における諸会議はその構成人員の4分の3以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第27条 生徒会における諸会議は顧問教師の出席を求め、指導助言を受けなければならない。

第8章 会則の修正

第28条 生徒会会則の修正は議員の3分の2以上の賛成によって発議され、生徒議会の4分の3以上の賛成によって可決成立するが、校長の承認を受けなければならない。

生徒会役員 } 選挙規定 生徒委員会委員長 }

第1章 総則

第1条 この規定は、生徒会会則に基づき、生徒会役員及び生徒委員会委員長の選挙に用いる。

第2条 この選挙は生徒会が民主的に運営されるために、
会員の自由な意志で公明正大に行われなければならない。

第3条 会員はすべて選挙権と被選挙権を持つ。ただし、選挙管理委員(以下委員という)は、被選挙権はない。

第2章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会(以下、委員会という)は、選挙が正しく行われるために設けられる。委員会は、各学級の庶務で構成され、任期は投票日の3週間前から新役員が任命されるまでとする。ただし、庶務が立候補する場合は、代理者を選出する。

第5条 委員会は投票日の2週間前に選挙公示をしなければならない。

第6条 委員は選挙運動をしてはならない。

第3章 立候補

第7条 立候補者は立候補受付期間中に、推薦責任者をきめ、所定の用紙で委員会に届け出なければならない。

第4章 投票および開票

第8条 投票は無記名とする。

第9条 投票用紙は、投票日、投票場所において委員から受け取る。投票用紙には、立候補者全員の氏名を印刷しておく。

第10条 選挙当日の欠席が事前にわかっている場合は、委員会に届け出て不在投票することができる。

第11条 開票は選挙の当日委員会が行う。

第12条 選挙において有効投票数の最も多いものを当選とする。得票数が同じ場合には、翌日に決選投票を行う。

第13条 立候補者がいない場合は、再選挙について生徒議会を開き対策をたてる。